第4回宮城県学校防災体制在り方検討会議 議事録

令和2年10月29日(木)

発言者 内 容

4 議事までは次第のとおり。

今村 委員長

4 議事

(1)報告

本日は第4回ということで、今までの議論を集大成して報告書を作り上げていきたいと思っています。本日は委員の方全員参加をいただいているということで、様々な視点で総括的な御意見をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど教育長から報告がございましたが、本日の議事は二つに分かれております。

一つは、四つの報告をいただき、その上で討議ということで、今回の防災体制の在り方報告書案について詳細に議論いただきたいと思っております。最後はその他ということでございます。それでは、最初に①の「令和2年度新任校長研修」について報告いただきたいと思います。11月4日に予定ということで来週でございますが、日程等詳細が決まったということで、時枝教職員課長から御説明をいただきたいと思います。

時枝 教職員 課長

それでは、令和2年度新任校長研修、被災地訪問型研修会について御説明いたします。 資料1を御覧ください。

本研修会の目的は、震災による被害が大きかった現場を実際に訪問することにより、東日本大震災当時の状況を深く理解し、子供の命を守ることを最優先とする「宮城県の教職員」としての意識の伝承及び醸成するとともに、防災に関する知識・技能の習得を図ることにあります。この目的の達成に向けては、震災の教訓を生かすことが不可欠であるため、石巻市をはじめとする被災市町と共催で研修を実施することにより、密接な連携・協力を図り、様々な場面で意見や助言を得ながら、より効果的な研修を実施してまいりたいと考えております。対象は今年度の新任校長96名、期日は11月4日水曜日、会場は石巻市河北総合センター及び旧大川小学校を予定しております。日程についてですが、資料に記載のとおり、はじめに旧大川小学校を訪問し、その後は石巻市河北総合センターで講義及びグループワークを行いたいと考えております。詳細は資料の通りでございますが、本検討会の平塚先生、麻生川先生にも講師、ファシリテーターとして御参加いただくこととなっております。

研修会全体を通して、校長として責任を果たす覚悟や気構えを持ってもらうとともに、 学校防災体制の再構築を最優先とすることや、チームとして取り組み、地域と連携・協力 することに関する意識を高めることを通して、所属教職員に対する積極的なリーダーシッ プを発揮できる管理職を養成したいと思っております。なお、学校全体で防災に取り組ん でいくに当たっては、震災を経験していない新規採用職員への研修も不可欠であることか ら、令和3年度以降は新任校長に加え、教員、実習助手、寄宿舎指導員及び事務職員な ど、全ての新規採用者を対象に本研修を実施し、異なる職種間で交流しながら、宮城県の 学校教職員として必須となる防災意識の向上を図ってまいりたいと考えております。本件 については、以上でございます。

今村 委員長

ありがとうござます。関係の皆様に御協力いただきまして11月4日にこのような日程で案が決まったところでございます。また、委員の先生方にも御参加いただき講師として御説明もいただくということで、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告事項②、③に移りたいと思います。こちらは第3回の会議における今後の取組の方向性に係る主な意見等について御紹介いただきたいと思います。また、③としては、現在の学校防災の取組状況の調査結果が出ましたので、併せて伊藤専門監から御紹介いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

伊藤 学校安全・ 防災専門監

スポーツ健康課伊藤でございます。それでは私より、報告事項②と③について説明させていたいます。

はじめに、報告事項「②第3回会議における今後の取組の方向性に係る主な意見等」について、御説明いたします。資料2を御覧ください。この資料は、前回会議で委員の皆様からいただきました「今後の取組の方向性」に係る主な意見について、整理したものでございます。1ページを御覧ください。

1番の「全般」についてですが、大川小事故に係る最高裁決定の5つの指摘事項がどこに反映されているのか、また、それぞれの指摘について震災前後でどのように改善されているのか等を明確にすべきとの御意見がありました。また、今回の最高裁決定の指摘はまさに義務であるという基本的なところに触れるべきとの御意見もいただいております。

次に、2番の「教職員や児童生徒等における様々な状況下での災害対応能力の強化」についてですが、整理の仕方として、児童生徒の災害対応能力と、教員がもつべき災害対応能力は、質が異なるので分けて整理すべきとの意見や、教育委員会の主体性を明確にすべきとの意見、あるいは、教職員や児童生徒がそれぞれ必要とする対応能力と、それを上げるために必要な取組を整理すべきとの御意見をいただいております。また、内容につきましては、トップ不在時の代行権限の確認や、避難訓練等を数多く経験することによる教職員の災害対応能力の強化、子供たちがチームで試行錯誤しながら、答えを見出していくような取組の必要性などについての御意見をいただいております。

裏面の2ページを御覧願います。

3番の「地域の災害特性等を踏まえた実効性のある学校防災体制の整備」についてですが、各地域の災害特性に応じた探究型の防災体制整備や、学校に対する人的な体制や防災に関わるサポートの必要性、校内においてチームとして学校防災を考えていく必要性などについての御意見をいただきました。

次に、4番「地域や関係機関との連携による地域ぐるみの学校防災体制の構築」につきましては、整理の仕方として、関係機関というところを、大学や防災担当、地域で活動している方などに整理することなどについて御意見をいただいております。また、内容については、児童生徒等の命を守る学校防災体制を「学校と地域が一緒に構築していく」ことが重要であることや、コミュニティスクールを活かすなど、普段から地域と問題点を確認しながら進める組織が重要であるといった御意見をいただいております。

続きまして、報告事項③の「学校及び教育委員会における学校防災の取組状況調査」について、説明させていただきます。資料3を御覧願います。

この資料は、委員の皆様からいただきました御意見等を踏まえ、これまでの学校防災の 取組等について、改めて具体の状況を検証するため実施した調査の結果を取りまとめたも のでございます。

1番の「調査目的」につきましては、県立、市町村立学校及び各教育委員会が実施して きた過去3年における学校防災の取組状況を検証するものでございます。

2番の「調査対象」につきましては県立学校と仙台市を除く各市町村立学校計488校と、県教育委員会、及び仙台市を除く各市町村教育委員会でございます。3番の「調査時期」につきましては先月9月にじっししたものでございます。

4番の「調査結果」につきましては,別添資料3-1に「大川小学校事故訴訟の確定判決での指摘に対する取組」について,また,資料3-2に「教職員や児童生徒等に必要な災害対応力の養成や,地域等との連携等に係る取組」について,それぞれ結果を取りまとめておりますが,内容につきましては,資料4の報告書案に反映しておりますので,詳細につきましては,次の報告事項である「報告書案」の中で,改めて御説明させていただきます。私からの説明は,以上でございます。

今村 委員長

ありがとうございます。③に関しては、次の資料4について具体的に御説明いただける ということでございますので、報告事項④に移りたいと思います。こちらが報告書案でご ざいますので、鈴木課長から御説明をお願いいたします。

鈴木 スポーツ 健康課長

スポーツ健康課長の鈴木と申します。私より、報告事項④「宮城県学校防災体制在り方検討会議報告書案」について、説明させていただきます。資料4を御覧ください。この資料は、ただ今御説明しました、学校防災の取組状況調査に基づく検証や、委員の皆様からいただいた御意見等を踏まえ、取りまとめました、本会議としての報告書案でございます。1ページを御覧ください。

「はじめに」についてですが、この検討会議が設置された背景や目的等について、まとめさせていただいております。なお、前回御意見をいただきました、「大川小学校事故訴訟の確定判決での指摘は、法に基づき教育委員会や学校が負うべき『安全確保義務』である」ことを1ページの中段に記載しております。

次に2ページの「第1章 東日本大震災後における学校防災の取組」を御覧ください。 この章では、震災の教訓を基にこれまで実施してきた学校防災の取組等について記載して おりますが、内容については、第1回目の会議等で既に御説明しておりますので、この場 での説明は省略させていただきます。

次に15ページの「第2章 これまでの学校防災の取組に係る検証」を御覧ください。 この章では学校や教育委員会での具体の取組における課題等について整理しております。

はじめに1「大川小学校事故訴訟の確定判決における学校防災上の指摘」についてですが、確定判決で明示された教育委員会や学校が法に基づき負うべき「安全確保義務」の主な5つの指摘について箱囲みに記載のとおり整理しました。16ページを御覧ください。

2 「大川小学校事故訴訟の確定判決での指摘に対する取組の検証」についてですが、これまでの学校防災の取組と確定判決の指摘との対応関係を明確にすべきとの御意見を踏まえ、表のとおり整理しました。

県教委では、震災を教訓に、「みやぎ学校安全基本指針」等を策定するとともに、防災主任や安全担当主幹教諭を中心に、各校で防災体制の充実強化等を進めております。なお、学校防災の実際の取組状況を検証するため、学校や教育委員会に対し改めて調査を行い、課題等を整理しました。18ページ及び19ページを御覧ください。

確定判決の1点目の指摘に関連した(1)「学校が必要とされる高いレベルの知見の獲得」についてですが,間1から間3の調査結果のように,教育委員会や学校の多くは,地域の災害特性の知識や災害対応スキルを高めるための研修等を実施している一方,間4の調査結果のように,大学等を活用した研修を行っている学校は一部にとどまっており,防災に係る高い知見を備えるための更なる取組が必要な状況となっております。 20° 及び 21° 一ジを御覧ください。

確定判決の2点目から4点目の指摘に関連した(2)「地域の災害特性等を踏まえた学校防災体制の整備」についてですが、間1及び間2の調査結果のように、多くの学校が、地域の災害特性等を踏まえた防災マニュアルを整備している一方、二次災害も想定したマニュアルとしている学校は5割弱にとどまっております。また、間3及び間4の調査結果のように、ハザードマップ等の想定を超えた災害に備え、複数の避難場所等を設定している学校や第三者の評価等により防災マニュアル等の課題を検証している学校は6割程度にとどまっており、不測の事態にも対応できるよう更なる取組が必要な状況となっております。22ページと23ページを御覧ください。

確定判決の5点目の指摘に関連した(3)「教育委員会による学校防災に係る不備の是正」についてですが、問1の調査結果のように、教育委員会の多くは、各校の防災マニュアルが災害特性等を踏まえているか等を確認し、不備の是正を指導している一方、問2から問4の調査結果のように、各校の防災マニュアルが二次災害も想定するよう指導したり、二次・三次避難場所等の実地調査を行ったりしている教育委員会が6割程度にとどまっているほか、専門的な見地からマニュアル見直し等の支援を行っている教育委員会も、一部にとどまっており、教育委員会の更なる指導や支援が必要な状況となっております。24ページを御覧ください。

3 「教職員や児童生徒等に必要な災害対応力の養成や、地域等との連携等に係る取組の 検証」についてですが、児童生徒等の安全確保のためには、教職員や児童生徒等の災害対 応力強化や、家庭や地域、防災関係機関等との連携も必要であるとの御意見等を踏まえ、 表のとおり、これまでの学校防災の取組を、教職員や児童生徒等が身につけるべき「基礎 的な防災知識の習得・意識付け」や「様々な状況での判断力の養成」、「命を守る行動力の 養成」それぞれに整理しました。

県教委では、震災後、教職員等に対しては、指定研修等における防災教育の内容充実に加え、防災主任等を対象とした研修や「災害時学校支援チームみやぎ」の養成など、学校防災の中心となる教職員等の資質向上にも努めております。また、児童生徒等に対しては、「防災教育副読本」等の活用による防災教育のほか、「防災ジュニアリーダー養成事業」の実施など、子供たちの自助や共助、公助の力を養う取組を行っております。さらに、地域等との連携については、「未来へつなぐ学校と地域の安全フォーラム」等を通じ、

学校安全に係る取組や課題等について地域や関係者間で共有しております。これらの取組 状況についても、調査を通じ課題等を整理しました。26ページ及び27ページを御覧く ださい。

- (1)「教職員等における災害対応力の養成等」についてですが、問1及び問2の調査結果のように、管理職等に被災地訪問等による研修を実施している教育委員会や学校は一部にとどまっており、震災の風化が懸念される中、学校長や教職員に対し「児童生徒等の命を確実に守る」という高い防災意識をこれまで以上に高めることが必要な状況となっております。また、問3及び問4の調査結果のように、二次災害や管理職等不在時を想定した訓練を実施している学校も5割程度にとどまっており、教職員に不測の事態でも対応できる力を養成することも必要な状況となっております。28ページ及び29ページを御覧ください。
- (2)「児童生徒等における災害対応力の養成等」についてですが、問1の調査結果のように、多くの学校が、年間指導計画に定期的な防災学習を位置付けている一方、問2から問4のように、被災地域の見学や、自然の家での防災プログラムなどを防災学習に取り入れている学校は一部にとどまっており、震災を経験していない児童生徒等が増える中、震災の教訓を伝え、防災を自分事とするための取組の充実が必要な状況となっております。30ページ及び31ページを御覧ください。
- (3)「地域等との連携」についてですが、問2及び問3の調査結果のように、多くの学校が、地域住民や市町村防災部局と地域の災害特性や避難場所等について共有する機会を設けている一方、問4及び問5の調査結果のように、大学等専門機関から助言を得る機会を設けている学校はほとんどなく、災害時の避難方法を地域住民と訓練を通じ確認している学校も半数程度にとどまっております。

多くの学校は、地域の防災拠点としての重要な役割も担っており、児童生徒はもとより 地域住民の命を守るためにも、地域と高い知見を共有し、連携して取り組むことが必要な 状況となっております。

次に、32ページの「第3章 新たな学校防災体制の構築に向けた提言」を御覧ください。この章では、委員の皆様の御意見や学校防災の取組に係る検証結果等を踏まえ、新たな学校防災体制の構築に向けた取組の方向性について、提言としてまとめております。

まず、今後必要となる取組の柱として、箱囲みのとおり、4点を基本方針として整理しました。1点目は「教職員における様々な状況下での災害対応力の強化」、2点目は「児童生徒等における自らの命を守り他者を助ける力の育成」、3点目は「地域の災害特性等を踏まえた実効性のある学校防災体制の整備」、4点目は「地域や関係機関等との連携による地域ぐるみの学校防災体制の構築」としております。なお、教職員と児童生徒等が持つべき災害対応力は異なるとの御意見を踏まえ、今回、教職員と児童生徒等を分けて整理しました。33ページを御覧ください。

4つの基本方針それぞれについて、今後の取組の方向性を整理しました。なお、前回いただいた御意見を踏まえ、各項目について、大川小学校事故訴訟の確定判決指摘との対応関係も併せて示しております。

はじめに、「基本方針1 教職員における様々な状況下での災害対応力の強化」についてですが、確定判決で指摘された防災に係る高いレベルの知識と経験の必要性や、「安全確保義務」の自覚と防災意識の向上、不測の事態への対応力の養成等の観点から、5つの取組の方向性について整理しております。

主な項目ですが、「(1)管理職や若い世代の教職員等における高い防災意識の醸成」として、学校は児童生徒等の命を守るという重い責務を負っていることの強い自覚を促すため、県教委において、管理職や若い世代の教職員等に、当時の経験や教訓を伝える被災地訪問等による研修を実施することなどを記載しております。34ページを御覧ください。

- (3)「教職員における主体的かつ適切に行動できる能力の養成」については、学校において、地域の災害特性等を踏まえた防災の取組等を、組織として継続的に検討するといった体験型の研修を実施することや、防災担当以外の教職員も避難訓練の企画や運営等に参画させることなどを記載しております。35ページを御覧ください。
- (4)「教職員における不測の事態にも適切に対応できる能力の養成」については、学校において、管理職不在時や二次災害等を想定した避難訓練や、ブラインド型による避難訓練等を実施することなどを記載しております。36ページを御覧ください。

次に「基本方針2 児童生徒等における自らの命を守り他者を助ける力の育成」についてですが、震災を経験していない児童生徒等が増える中、震災の教訓を伝え、命の大切さを学ばせることの必要性や、自助や共助、公助の力の育成等の観点から、6つの取組の方向性について整理しております。37ページを御覧ください。

主な項目ですが、(2)「『命を守る』意識の醸成」については、学校において、児童生徒等が震災の教訓や命の大切さを学べるよう、被災地に直接触れる防災教育を実施することなどを記載しております。

- (3)「防災への関心を継続的に高める取組の推進」については、児童生徒等が防災への 意識や関心を継続的に高められるよう、学校において、定期的な防災学習を年間指導計画 に位置付け実施することや、自然の家における防災活動のプログラムなどを防災教育に取 り入れること、また、各教育委員会において、防災教育の時間の確保など、学校を指導す ることなどを記載しております。38ページを御覧ください。
- (5)「防災を自分事として捉え、的確かつ適切に状況判断し行動できる力の育成」については、児童生徒等が防災を自分事として捉え、いかなる災害でも適切に行動できる力が備わるよう、学校において、「マイ・タイムライン」の作成や、児童生徒同士による防災マップの作成といった取組を防災教育に取り入れることや、各教育委員会において、これらの取組を支援することなどを記載しております。40ページを御覧ください。

次に、基本方針3「地域の災害特性等を踏まえた実効性のある学校防災体制の整備」についてですが、確定判決での指摘を踏まえ、学校において、地域で起こりうる災害はもとより、二次災害や管理職不在時の災害対応など、不測の事態にも対応できる防災体制を構築することの必要性や、教育委員会において、各自治体の防災部局や大学等と連携しながら学校を支援することの必要性等の観点から、6つの取組の方向性について整理しております。

主な項目ですが、(1)「地域の災害特性等の把握」については、学校長が、各自治体の防災部局や、大学、地域住民等と連携しながら、過去の災害での被災箇所や、土砂災害警戒区域等の状況を確認し、防災マニュアルや避難訓練等が地域の災害特性等を踏まえ適切なものとなるよう見直すことや、各教育委員会が防災関係機関等の協力を得ながら、学校の取組を支援することなどを記載しております。41ページを御覧ください。

- (2)「不測の事態に備えた学校防災体制の整備」については、学校長が不測の事態にも対応できるよう、防災マニュアル等へ複数の避難場所等を設定することや、防災担当者に業務が集中しないよう、組織として対応できる体制を整備すること、また、担当者不在でも組織的な対応を可能とするための校内研修等を定期的に実施することなどを記載しております。42ページを御覧ください。
- (5)「学校の取組に対する支援等」については、学校における防災教育や防災体制の充実強化に向けた取組を支援できるよう、教育委員会において学校防災に係る相談窓口の設置や、大学などの専門機関の協力によるアドバイザーの派遣等を含め、学校に対する更なる人的支援について検討することなどを記載しております。44ページを御覧ください。

次に、基本方針4「地域や関係機関等との連携による地域ぐるみの学校防災体制の構築」についてですが、学校防災の取組には家庭や地域住民の協力が不可欠であることや、地域においては、多くの学校が防災拠点としての重要な役割を担っており、地域住民にとっても学校との連携が必要であるといった観点から、5つの取組の方向性について整理しております。45ページを御覧ください。

主な項目ですが、(2)「地域と連携した学校防災に係る実効性の確保」については、いかなる災害にも地域住民と一体となって対応できるよう、学校において、地域住民の意見も取り入れながら防災マニュアル等を作成・共有することや、地域で実施する防災訓練と合わせて避難訓練や防災教育等を実施することなどを記載しております。

- (3)「関係機関等との協働による学校と地域の連携に対する支援」については、学校と 地域が連携した防災教育や避難訓練等が進められるよう、各教育委員会において、安全担 当主幹教諭や地域コーディネーターを積極的に活用することや、大学や各自治体の防災部 局等との協働により支援を行うことなどを記載しております。
- (4)「地域ぐるみの学校防災に係る優良事例の創出や普及等」については、地域と連携した学校防災体制の構築が進むよう、県教委において、地域ぐるみの学校防災に係る優良事例を創出・発掘し、広く普及することや、保護者や地域住民が、ともに震災の教訓を学び、防災意識を継続的に高められるよう、語り部等のネットワークを活用したプログラムや、被災後の生活再建等に係る教訓などを学ぶプログラムを、関係機関と連携しながら対応することなどを記載しております。私からの説明は、以上です。

今村 委員長

御説明いただきましてありがとうございます。以上で①から④の報告が終わりました。 もし事実確認の御質問があれば御発言をいただけたらと思います。無ければ討議の方に入 らせていただきます。

それでは、資料4を一枚開けていただきますと目次案がございます。これからの討議は 少し区切って御意見をいただきたいと思います。この報告書案でございますが、第一章か

	と体ニネよっマジ、よよ、体、ネトゲーネル人よって原作や北目はっマジ、よよ、ことに
	ら第三章までございます。第一章と第二章は今までの取組や背景等でございます。これに
	一ついてあまり議論は無いかと思いますが、もし確認事項あるいは御指摘事項等ございまし
	たら御発言をいただきたいと思います。本日の一番の柱は第三章でございまして,本来の
	学校防災体制の在り方に向けてということで,基本方針①から④,また具体的な方向性に
	ついて、こちらは各委員からお一人ずつ御発言をいただきたいと思います。このような進
	め方で討議の方を進めていきたいと思います。
	それでは、第一章の2ページから第2章の31ページまでですが、こちらについて御発
	言のある委員がございましたらお願いいしたいと思います。
	では、岡本委員お願いします。
岡本	報告書の27ページ,問4のアンケートは,これまでの取組について,学校としての管
委員	理者不在時の限られた教職員でも安全を確保できるための訓練を実施しているかどうかと
	いう問いでございますけれども、これは調査結果によれば学校によって対応がはっきりと
	分かれるような結論になりました。実際の訓練シナリオとして既に実施している学校に学
	ぶことは勿論ですが、危機管理マニュアル上にも校長らが不在の場合の判断権者への自動
	的な権限の委譲を明らかにしておくということが非常に有効なのではないかということを
	御指摘させていただきたいと思います。関係者自らが,危機時の最終的な判断権者になり
	得るということを意識しておくということが重要なのではないかということを,これまで
	のいくつかの津波をめぐる裁判の視点から申し上げさせていただきます。
今村	ありがとうございました。こちらは御指摘いただきましたところを精査いただければと
委員長	思います。よろしいでしょうか。
	それでは他にはどうでしょうか。はい,増田委員お願いします。
増田	「はじめに」の1ページのところの最初の文章です。「多くの尊い命や住み慣れた街並み
委員	など、かけがえのない多くのものを」と、「多くの」が2度入っているのですが、ここは、
	「尊い命や」から始めて良いかと思います。
	それからもう一点、改めて読んで分からなかったところが2ページ目です。下から二つ
	目の丸ですけれども、「内容は、学校安全の3領域を3年1サイクルについて」とあります
	が、ここは「3年1サイクルにして」かなと思いました。以上2点です。
今村	はい、ありがとうございました。きちんと読みやすい文章に精査していただけたらと思
委員長	います。その他、第1章から第2章いかがでしょうか。
戸田副	丁寧にまとめていただいて、分かりやすいかと思います。調査結果からみると、これを
委員長	どう見るかによってこの後の提言にも関わって来るわけですけれども、調査結果から見る
	と、宮城県での取組については、非常に良いレベルで実践されているのではないかという
	ふうに私は見ることができると思います。100%全てができているのではないですが,
	すでにできている所とできない所,今はできないけれども,これから頑張る所,すでに達
	成しているという所があるわけですが、学校及び教育委員会等では良く取り組まれている
	のではないかという印象です。
	もう一つは31ページの最後の四角で囲まれている所ですが、報告書は一旦出すと独り
	歩きしますので、気になる所を一つお話しします。最後の文章で「児童生徒の命はもとよ

り、地域住民の命を守るためにも」と書いてありますが、一見すると学校防災が地域住民 の命も守ることを大命題にしているように受け止められかねないと思いますので、もう少 し表現方法を工夫されたほうが良いかと思います。

もちろん学校防災と地域防災というのはそれぞれ独立した面もあるし、関連した面もあるという側面を持っておりまして、学校防災に一所懸命取り組むことで地域防災の向上につながる点もありますし、地域防災に取り組むことで学校防災の向上につながることもあるのですが、この報告書案に地域住民の命を守るという文章を入れると、それが目的に思われてしまいますので、ここは学校防災の方に軸を置いて、児童生徒の命を守ることで、地域防災にも成果が現れるのではないかというニュアンスで書かれると誤解がないかと思います。以上でございます。

今村 委員長

はい。戸田副委員長からはアンケート結果評価の部分で、考え方について御発言いただきました。また、今回の報告書の中では、まずは課題の整理という部分で、課題がメインになりますけれども、取組の実態に照らしていただければと思います。また最後の御指摘はまさに地域防災の考え方との整合になります。本日も危機管理監が出席されておりますので、関係部署からもこの書き方について確認していただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、 平塚委員お願いいたします。

平塚 委員

まずはこの短い期間でこれだけ膨大な報告書をおまとめいただいたことに敬意を表した いと思います。中身についていくつかお話しさせていただきます。

まず15ページですが、訴訟の確定判決からの防災上の指摘ということで、今後いろいろなことを学校等におろす場合に気を付けていただきたいのですが、4番の「児童を安全に避難させるのに適した避難場所」という表現があります。この「安全に避難させる」というのは得てして、例えば避難訓練を行うときに児童の安全に配慮するあまり、場所の選定が「できるだけ広い所」とか「逃げやすいところ」という風に効率が優先されるのですが、やはりどういう状況でも命を最優先に考えた避難が大事なんだということを前提に考えてもらえばという風に思います。

それから、アンケートの中で二次災害ということがありますが、学校によっては避難場所が学校の屋上以外想定できないだとか、もしかすると二次災害まで考える必要がないのではないかということで回答している学校もあるかと思います。ここに書かれているように、もし火災があった場合など、災害イマジネーションを具体的に挙げることが必要なのかなと思いました。

最後に、1ページ目の中段から下の所で「大川小学校での悲しい事故を二度と繰り返さないよう」という表現が引っ掛かりました。33ページでは「大川小学校のような事故」となっており、「ような」という表現の方が良いのではないかと思いました。以上です。

今村 委員長

はい。3点御指摘いただきましてありがとうございます。特に2点目に関しては、二次 災害三次災害と想定しづらい内容だったかと思います。今回のアンケートでも答えにくい ところだったと思いますが、直接の一次災害にプラスアルファの検討をしているかという 趣旨でありますので、また今後追加のアンケートをするときに検討いただければと思いま

す。1点目と3点目につきましては事務局の方で御検討いただければと思います。 その他。はい。麻生川先生お願いいたします。 麻生川 ここの中のどこという指摘ではないのですが、「事前の備え」という部分を非常に綿密に 委員 重く見ているかと思います。方針の中で「不測の事態に対応する」という部分が出てくる のですが、危機管理の部分でいうと「事前の備え」という部分と「危機に瀕したときリス クがある中での判断・行動」という部分があります。この不測の事態の対応部分がちょっ

したが、少し感じましたのでお話しました。以上です。

今村 委員長

御指摘の通り、報告案の中には判断力であったり行動力であったり危機対応の所に触れておりますので、それも踏まえて書きぶりの順番について御検討いただけたらと思います。御指摘ありがとうございました。だいたい第1章から第2章にかけては御指摘いただけたかと思いますので、整理いただければと思います。

と薄いのかなと感じました。あとの方針のところで書かれているので良いのかとも思いま

それでは、今回の一番重要な点でございます「第3章」ということで、新たな学校防災体制の構築に向けて、基本方針1と2、そして3と4に分けて御発言いただきたいと思います。それでは、最初に麻生川委員から御発言いただきたいと思います。

麻生川

2点お話しさせていただきます。

委員

基本方針1の(4)35ページの「教職員における不測の事態にも適切に対応できる能力の養成」についてですが、危機管理には事前の備えの徹底と、もう一つは現場での危機対応能力があると思っています。ある書き物の中での指摘によると、日本人は決められた計画を最後まで実行する力は非常に長けているが、自分で考えて物事を決め、実行することが苦手で、危機管理が苦手だと指摘しています。危機管理が苦手ということは不測の事態への対応が難しく、戸惑ったり迷ったりしてしまうことが多いことになります。35ページには「不測の事態に対応する」と書かれてありますが、「二次災害で使用できない」と想定したり、管理職や防災担当が不在時を想定したりした時点で、これはもう不測の事態とは言わないのではないかと私は思います。これまでは不測であっても、想定ができた時から不測の事態から外れることになると思うのです。こういった不測の事態を減らしていくことは、判決で求められていることでもあると思います。

危機管理の中で不測の事態には必ず予測の困難性がつきものです。ですからミスも考えられます。私も現場でたくさんミスをしました。そのミスをなるべく小さいうちに修正していくような行動を取るための研修が必要なのではないかと思います。ミスをしないことをあまりにも強く意識しすぎると、躊躇してしまい行動が消極的になります。私自身もそうでした。どの行動も安全性が 100%でないとき、ミスをしないことよりも、消極的にならないようにすることの方が大切です。ですから、不測の事態が起きた時、パニックにならないようにしながら、その行動を修正していけるような研修が必要ではないかと思います。私はそのことを今まで、いろいろな場数を踏むという表現をしていましたが、勉強してみると「OODA Loop」(ウーダ・ループ※意思決定と行動に関する理論)という考えがあるのだそうです。教育現場ではよくPDCA サイクルという考えがありますが、状況をできるだけ早く観察し、それを判断する。判断したら意思決定して行動するというサイ

クルをなるべく早く回して,正しい方向性を考えていく。そのように行動を変容させながら対応していくという経験を重ねる形の研修を位置づけてはどうかと考えました。これは前にもお話ししましたが,不確実性が高く正解が分からないような場合に必要だと思います。しかし,これを十分積み重ねるには防災関係だけでは時間が取れないと思いますので,例えば教室で子供が不適応を起こした時どう対応するか,保護者が非常に困って学校にこうしてほしいと言ってきた時にどう対応するかなど,日常にある様々な問題場面を研修の場としてとらえ,主体的な問題解決行動を重ねる必要があるのではないかと思います。ブラインド型の避難訓練等の場合は,その行動をケーススタディとして振り返り,観察一判断一意思決定一行動一観察…のループを重ねることで、よりよい方向を見出していけるのだと思います。

もう一点は、34ページの(2)に災害特性という言葉の中に自然災害はありますが、 リスクの中には人間の特性、例えば正常性バイアスだとかパニックを起こすだとか、そう いう人間性の特性でその場面が危機になってしまうこともあるので、そういう想定をして おく必要があるのではないかと思います。

今村 委員長

具体的に34ページの(2)と35ページの(4)についてキーワードをいただけたか と思います。ありがとうございました。それでは次に岡本委員からお願いいたします。

岡本 委員

私は災害復興法学の研究者として防災教育にかかわる立場から、津波などの自然災害に 起因する安全配慮義務、あるいは安全確保義務が争点となった裁判例を数多く分析してま いりまして、その過去の事例から得られた教訓を学校防災、すなわち学校における関係者 の安全確保であるとか、それを実現するための担当者の教育に反映することを目指して、 これまで意見を述べさせていただきました。

今回の取りまとめは、一つの節目であるかもしれませんが、ゴールでは勿論なく、これまで続けられてきたこと、そして今後拡充していくべき安全教育とか、あるいは防災教育を担う人災育成を目指す過程のものであると認識しております。従いまして、今後とも学校安全の在り方、特に安全教育や防災教育を担う人員の在り方については、やはり定期的に見直しと検証を繰り返していただければと思います。加えて、これからできる報告書ですけれども、広く全国の学校教育現場、場合によっては民間の事業者に対しても、事業継続計画(BCP)にも取り込んでいただけるような内容になっていると考えております。安全配慮義務あるいは安全確保義務を果たすべきポイントの記述、代表者やトップが不在の場合における対応や災害時の情報収集のための準備、あるいはその情報を生かした判断力を養うための訓練の実践がひつようであるという視点については、ぜひ様々な組織でお役立ていただけることを願っております。

報告書案では、県や市町村の教育委員会など学校現場だけではない、教育行政を担う部署の役割も明記していただいておりましてこの点を評価したいと思います。大川小学校の裁判を通じても、学校現場だけではなく教育委員会などの責務も浮き彫りになったと考えておりますので、この辺りも強調できれば良いと思います。

大川小学校の控訴審では、事前のマニュアルの不備というものが大きくクローズアップ

されましたが、一方で第一審では、災害後の情報収集や教職員が得た情報を基にした現場での判断がクローズアップされております。ここから読み取るべき教訓という意味では、これらは矛盾する判断ではなく、どちらも教訓として取り込む必要があると考えます。不測の事態への情報収集とその情報の活かし方、対応力というものについては、先ほど麻生川先生がおっしゃっていたとおり大変重要な指摘であると私も考えております。状況を観察して判断する力。こちらをどのように養っていくかを模索するよう求める報告書にすると、より優れた提言になるのではないかと思います。

今村 委員長

ありがとうございました。それでは続いて戸田副委員長お願いいたします。

戸田副 委員長

3点お話しします。一つは基本方針4つの表現上のことについて触れますが、「教職員における」とか「児童生徒等における」と記載がありますが、「における」は教職員や児童生徒等にはあまり使わないと思います。例えば「様々な状況下での教職員の災害対応力の強化」と順番を逆にすると「における」を使わなくても良いかと思います。1番目立つところなので、文章を吟味していただいて内容と合うように御検討ください。2番目の児童生徒等については、「自らの命を守り他者を支援する児童生徒等の能力の育成」とすると、わかりやすい表現になるのかなと思います。

二つ目は、先ほど麻生川先生からもありましたけれども、教職員の災害対応力の強化ということで33ページですけれども、やはり災害のリスクをどのように把握するかということで、どのようなリスクがあるのかということと、それに対してどのように対応するのかということに対して、まずは正しい知識を得る。それからそのリスクを回避して子供たちの安全を確保する。そういう能力を育てるためにはリスクをきちんと知ることと、どういう場合にどんな判断をして、どんな行動をすれば良いのかを避難訓練だけじゃなく図上訓練など、場面事例を想定した頭の体操の訓練を含めながら学んでいく。より学校と地域の実態に合った場面を設定することで、子供たちの災害対応能力が育つのではないかと思います。関連して34ページの(2)で触れているように住民等と連携しながらとありますが、先ほども少し申し上げましたが、図上訓練であるとか、校外学習であるとか学校行事など、そういう場合のリスクなども想定して社会科見学や修学旅行など、教師は様々な場面を想定し、災害リスク等を踏まえながら学んでいくことが必要だと思います。

最後に、基本方針2の所36ページで、自助力、共助力、公助力と「力」が付いているので、私はあまりこの「力」が付いているのを見たことがないので、もしかすると文脈の中で自助、共助、公助と子供たちに身につけさせたい能力とか態度という風に表現した方が良いかと思います。以上です。

今村 委員長

ありがとうございます。最後の御指摘はその通りだと思います。37ページを見ていただきますと、みやぎ学校安全基本指針の中で、自助・共助・公助の身に付けさせたい能力というのがありまして、ここで定義をさせていただいておりますが、これをフォローするような形で統一させていただくか、改めて検討させていただくか、確認していただきたいと思います。ありがとうございます。それでは次に平塚委員お願いいたします。

平塚委員

この報告書案を事前にいただいて見させていただいた時に、学校現場でどう解釈し、どう生かせるのかをずっと考えていました。表現的な所を見ていけば、その通りだということが書かれているのですが、やはりそれを具現化することがすごく大事になってきますし、そこには災害イマジネーションだとか地域性など、学校によってすごい差が出てくるのだろうなということは思いました。具体的には33ページの基本方針1に関しては、「的確に判断し、適切に行動」とまさにその通りなのですが、コミュニケーション能力がないとそのような的確な判断や適切な行動が生かされずに終わってしまうので、コミュニケーション能力の育成を考え、こういうことが大事なのだということに触れてほしいと思います。また、そのあとに「意見を出し合い検討する研修を実施する」とありますが、コミュニケーションの大切さについて、研修の中で改めて触れてほしいと思います。

それから、33ページの下ですが、高い防災意識の醸成という中で、「管理職は強い覚悟、若い教職員は強い自覚」とあり、これは間違いないことですが、高い防災意識といったときに覚悟と自覚だけではないように思います。防災に対する考え方、例えば何よりも最優先に命を守る行動を取ることや、そういった考え方。それから先ほど麻生川先生もおっしゃっていましたが、ヒューマンエラーは非常時の切羽詰まった時に起こり得るだとか、そういった考え方も高い防災意識に含まれるのかなと思います。

あと、34ページの下の方ですが、体験型の研修という所で多分現場では戸惑うのかな と思いましたので、説明が必要と思いました。

35ページの不測の事態については先ほど申しあげたとおりです。

36ページについては、共助・公助の部分で、避難所運営に携わることなどは東日本大 震災の時もあったことなので良いと思いますが、ある都道府県へ私が講演しに行ったとき に、そこの方が非常に嘆いていたことがありました。それは何かというと、共助をはき違 えて、津波の避難訓練をするときに、高齢者施設のおじいさんやおばあさんの車椅子を押 しながら一緒に避難していて、これでいいのですかという疑問でした。福祉的な観点から みると共助になるかもしれませんが、防災の観点からみると、共助・公助の考え方とは違 い、説明が必要なケースかと思いました。

あと37ページですが、真ん中の「被災地に触れる防災教育」ということで、現実問題、被災地に直接行くための交通費などはどこの学校にも無いと思います。旅行等にそれを組み込むということはあると思いますが、幸か不幸かコロナの影響でギガスクール構想も進み、リモート等を利用して被災地に触れるということも可能性として今後は考えられるのかなと思います。以上です。

今村 委員長

ありがとうございました。具体的に御指摘いただいたと思います。特に私も気になったところは、例えば34ページの(2)で、防災の知見という言葉が入っています。この知見という言葉の中に考え方も含まれているとは思いますが、知識だけではなく「防災に対する考え方」というのも大事で、読み方によってと捉え方も違うと思いますので、より丁寧な説明が必要なのかなと思います。それでは増田委員お願いします。

増田委員

これまでの委員の皆様の提言というのを入れていただいていると強く感じました。 私からは具体的に37ページになります。(2)の「命を守る」意識の醸成という所で、 学校の所に「同年代の子供たちの思いを感じる」と具体的に入れていただいたので、これは学校現場で具体的にイメージしやすいのではないかと感じました。

そしてその下、(3)ですが、とてもタイムリーなことがありまして、私は明日、地元の成田小学校で防災の授業を行うのにあたり昨日打ち合わせをしたときに、6年生の担当の先生から修学旅行で荒浜に行った話を聞きました。その荒浜に行くと決まった時に、もっと後にやるはずだった家族に震災当時のことを聞くという授業を前倒しでやったそうです。その時に、今の6年生は当時の記憶が全く無く、こんなに大変だったんだと、こんなにみんなが自分を守ってくれたんだということを感じたそうです。被害が少なかった地域から引っ越してきた子たちは、そんなに大変な思いをしたんだと思いを共有したと。そういう学びを経てから荒浜に修学旅行に行って、みんなで5分間黙って感じましょうということを行ったそうです。そのうえで私が明日授業を行う。このような流れを作ってくださっていることに大変感動いたしました。そこで、この【学校】の2行目のところで、「自校の防災教育年間指導計画に位置付けて」の後に、例えばですが「活動内容の流れにストーリー性と一貫性を持たせ」と入れることで、一つ一つの時間は短くても、トータルで子供たちは深い学びに至るのではないかと昨日の話で感じました。そしてそれを受け、次のページの一番上、教育委員会の所に「優良事例の創出発掘、そして普及」という言葉を入れると、学校現場も取り入れやすい動きにつながると感じました。以上です。

今村 委員長

ありがとうございました。非常に参考になる御指摘でございました。

私の方からも基本方針1,2について述べさせていただきます。34,35ページで,それぞれ構成の中で学校と県及び市町村の教育委員会と分けてありますが,教育委員会の書きぶりがちょっとシンプルすぎると思います。もう少し具体的にどういう研修をしますだとか,研修だけではなく,基本的な資料作りだとか,アーカイブもそうですが,今までの体験や取組を整理して支援のための資料にするとか,またそれらを議論する場を設けるなど,もう少し具体的な書きぶりがあるのではないかと思います。

もう一点は学びのプロセスとして、新たな知見を取り入れ、その知見によって仕組みが 分かる。分かることによって気づきが生まれると思います。その気づきや発想はとても重 要で、それは様々な内容で良いと思います。それらを共有し、防災の考え方に生かすとい うプロセスが大事かなと思います。

それでは、基本方針1と2については以上といたしまして、次の基本方針3と4に移りたいと思います。ではまた、各委員から御発言をいただきたいと思います。初めに麻生川委員お願いいたします。

麻生川 委員

こちらは地域の特性と、学校防災体制について述べられていますが、こちらでも不測の 事態に備えた学校防災体制の整備について触れられております。ここでも先ほどと同じよ うに、不測の事態となるケースをどんどん減らしていくことで、想定できるものにしてい く。それはとても大切なことだと思っているのですが、先ほどは個人の部分でしたが、こ ちらは学校という組織の中で避難時には地域住民も避難してくるということで、学校単独 の考えだけでは想定できないケースが出てくると思います。不測の事態ではマニュアルは そのままでは利用できないので、その時にどのように判断、行動し、組織運営していくの かが重要になってきます。その際に情報収集が大切なのですが、いろいろな考え方を持っていらっしゃる方がいる中で、そのような考え方をどう収集し、どう判断していくのかが組織運営だと思います。そのような訓練を実施するのかどうかは別として、やはり普段の学校と地域との話し合いの中で、良い方向を決めていく取組の積み重ねが大事だと思います。先ほど成田の防災の取組について話が出ましたが、積み重ねてきたものがあって、地域と学校が理解しあい協働できる部分があると思います。防災だけではなく、様々な場面で一緒になって観察・状況判断・意思決定・行動というループに取り組んでいくような学校と地域は、危機的な状況になった時も強いのではないかと思いますので、基本方針4の(2)地域と連携した学校防災にかかる実効性の確保という所に係るのではないかと思います。その時に、リーダーとしてどのような運営をしていくのかが重要で、学校経営の中で研修していけるようなものができてくると良いなと思います。先生方の中でフランクに意見が出し合えるような会議ができれば、主体性や課題の共有、問題意識の格差というのは無くなっていくと思います。ただ、これは大変時間がかかることですし、日常的な取り

私自身も不測の事態で一人の先生を帰してしまって、その先生は命を落としてしまった わけですが、その先生のお母さんと初めてお話しするときに、自分は何を話せばいいのか 全く分からず、悩みました。その時、お母さんからは最後の別れたときの様子を教えてほ しいと言われたのですが、だいたいのことは覚えていたのですが、はっきりと伝えること ができず、きちんとその時のことをメモしておけばよかったと自分自身思いました。先ほ どの危機管理の話の中で、小さなミスをしてしまうことを想定するのであれば、やはり危 機に瀕したときに早い段階で記録を残すということは必要なのかなと思います。

組みの中ですることですので、ここに入れるべきかどうかは分からないですが、そのよう

なものが防災でも力になっていくのではないかと思います。

今村 委員長

ありがとうございます。主に2点いただきました。防災だけでなく平常時から運営共有 等つなげること。そして記録ですね。

それでは岡本委員お願いいたします。

岡本委員

それでは基本方針3と4についてお話いたします。私は学校の防災担当者や安全担当主 幹教諭の先生方の負担軽減の必要性について以前より申し上げてきたところです。報告書 案の42ページ、基本方針3(5)学校の取組に対する支援についての、人的支援の必要 性を述べる点につきましては、確実に進めていただけるようお願いしたいと思います。ま た、学校現場にはスクールカウンセラーやスクールロイヤーなど、色々な分野で必要な人 材があるかとは思いますが、大きな教訓を残した裁判や東日本大震災のことを踏まえます と、リスクアドバイザーのような人材を学校内に確保することについては、模索し続けて いただきたいと思います。

また、安全担当主幹教諭の先生方には、他の業務を削減したり免除したりして、自ら学べる場であるとか、ネットワークの構築や大学の相談窓口になったりであるとか、自発劇な学習の機会を確保できるようにしていただければと思います。その点については繰り返して申し上げておきたいと思います。

大川小学校をはじめとして、津波被災訴訟で明らかとなった裁判所が認定してきた事実

を見ますと、教育委員会や学校そして地域住民の方との間に、危機認識あるいは被害想定に対する齟齬があったということも浮かび上がってまいりました。それを踏まえて、報告書45ページの基本方針4に係る所でについて意見を述べますと、地域ぐるみの学校防災という所で、直接的な避難訓練というのも大事ですが、共通したテーマで地域の方々と教職員、あるいは児童生徒が一緒になった研修を実施することが大事ではないかと思います。報告書に「生活を再建し復興していく」とありますが、例えば避難所生活の環境ですとか、それを改善する施策の知恵、あるいは個人個人のお金とか住まいですとか契約、トラブルに関する悩み事、そういったものを解決する法律や制度の支援というものも地域全体で共通して学べる事項だと言えます。防災活動に参加する人々を広げる人材の確保も大切だとであると思いますので、この記述については非常に重視している所です。みやぎ学校安全基本指針の中に「公助」が掲げられております。災害時の公助力とし

みやぎ学校安全基本指針の中に「公助」が掲げられております。災害時の公助力として、中等教育・高等教育、大学教育または生涯学習や消費者教育など、復興や生活に関する防災教育という所も、防災活動への参加者を広げる意味で実践の余地があると思います。これらは心のケアとか安心感とか、そういう所にもつながっていきます。肉体的・精神的なケアにもなりますので、提案してまいりたいと思います。

今村 委員長

ありがとうございます。大変様々な視点からアドバイスをいただきました。ありがとう ございました。続きまして、戸田副委員長お願いいたします。

戸田副 委員長

私からは3点です。基本方針3の部分で、40ページの(1)の学校の部分がちょっと 分かりづらいかと思います。宮城県では地域防災リーダーというのを人材育成されている ということで、教職員の方もいるし、一般市民の方も含まれていて、その方々がすでに学 校防災の研修等でも御活躍されているとお聞きしています。1万人以上いるとお聞きして います。安全担当主幹教諭の方もいろいろな研修を積まれているということで、そういっ た地域防災リーダーの方々を具体的にこの文章の中に入れてはどうかと思います。

二つ目は41ページですが、(2)の不測の事態に備えた学校防災体制の整備ということで、不測の事態については前半部分でだいぶお話が出ていたかと思いますが、2段目の所で、例えば学級担任の役割を明確にするとか、互いの役割を理解することで、不在時の対応も確認できておくと、例えば出張で隣の担任が不在の時なども、確認ができていることで自習している子供たちを置き去りにするということはなくなります。その部分を「また」の上の部分に入れておかないといけないと思います。

最後の3点目ですが、44ページの上から3段目、「児童生徒等との協働が重要」とありますが、記述内容はその通りなのですが、このまま読み解くと、児童生徒等が対等な立場で協働ということになりますので、若干強すぎるのではないかと思います。例えば、「地域の一員として児童生徒等の積極的な参画を図る」という風な言い方をしないと誤解が生じないのかなと思います。うまく表現方法を工夫していただければと思います。以上です。

今村 委員長

ありがとうございました。大変貴重なご意見をいただきました, ぜひ参考にしていただければと思います。それでは平塚委員お願いいたします。

平塚委員

40ページ以降,教育委員会の評価やチェック等が入ってきていると思うのですが,チェックは紙ベースだけにならないようにしなければならないと思います。その中の工夫と

してワーキンググループや相互点検という文言も入っていますが、これは石巻市の例ですが、震災後、石巻市では学校安全推進課というのが作られ、そこの課の方が年に一回位各学校に出向いて避難訓練を見て評価するといった取組があります。このような第三者が避難訓練を見てチェックするといった機会はあまりないので、これは良い取組だと思います。それから42ページの下の所に「相談窓口の設置」というものがあります。これ自体は別に悪くないのですが、そもそも相談窓口に相談するということは、その学校が防災に対して課題をしっかりと把握しているということですので、そういった学校であれば多分相談する必要もないのかと思います。むしろ問題意識を持てない学校が問題であると思いますので、そういった学校に対する積極的な関わりというのを考えていかなければならないと思います。

避難訓練の在り方について、予告なしとか管理職不在時などを想定するなどが話に上がっておりましたが、麻生川先生もおっしゃっておりましたが、日本人は決められたことをするのは得意で、避難訓練もフォーマット化されつつある状況を考えると、有効かと思います。例えば本校では、避難訓練の二次避難をする際に、廊下に出て整列させていたことがありました。実際、避難というのはいかに早く避難できるかが大事ですので、子供たちに考えさせ、その廊下に整列という部分を削除してみました。中学生であるからなのか、子供たちはうまく距離を開けて避難できていました。このように子供たちに課題を与え、考えさせて実施することで、より実効性のある避難訓練になるのではないかと思います。

最後です。一番後ろのページにコミュニティ・スクール、SPS の記載があります。前回も申し上げましたが、実際今ある組織をうまく活用することが重要であると思います。例えば防災だけでなく安全3領域について考えるのであれば、防災主任だけでなく、生徒指導主事が生活安全を切り口にして考えることもできる訳ですので、学校に今ある分掌の中で、どう活用していくのかという視点を教育委員会からも触れていただくことで、各学校では新たなというよりも、今ある分掌の中で考えることができるようになるのではないかと思います。このような視点を提言の中に入れていただければと思います。以上です。

今村委員長

ありがとうございました。平塚委員からは大変具体的なアドバイスをいただけたと思います。参考になります。それでは増田委員、お願いいたします。

増田委員

私からは44ページの3段落目。ここに地域の自主防災組織の課題に触れられております。成田中学校が地域と防災活動を始めたのも、自主防災組織をしっかり作っていたはずなのに機能しなかったというのが始まりで、ぜひ中学生の力を借りたいという所から始まりました。今回このような学校防災体制の構築に向けてという報告書が出されたときに、では地域と連携しようと初めて考える学校があるとすれば、地域にも課題があって、学校と連携することはありがたいと思っていることが分かっていれば、連携もスムーズに進むかと思います。学校も一歩踏み出して地域と関わってみると、地域が子供たちと関わることがどんなに素晴らしいことか実感できるはずです。今年コロナの影響で防災活動がなかなか進まず、「第三者を学校に入れるのはちょっと」という時期があり、落ち着いたらぜひ今年も子供たちにお話をしてほしいという依頼がありました。このように、一歩進み始めると良い方向に進んでいくはずです。

冒頭に伊東教育長が大川小学校の判決が前提にあるとおっしゃっておりましたが、その 重みと痛み、そういうものが、繰り返し繰り返し皆さんが話し合ったこの提言から伝わる ことによって、防災というのは命の問題なんだということが共通認識となることを願って おります。共通認識となれば、時間がなくてもコロナであっても、方法も時間も必ず生み 出せるものと信じております。以上です。

今村委員長

増田委員からは、地域連携の原点についてお話をいただきました。ありがとうございま した。

それでは私から、基本方針の後半部分3と4についてコメントさせていただきます。第3回あり方検討会までの議論を見ると、この点がだいぶ薄かったようです。しかし、今回の報告書でだいぶ内容が濃くなってきたと思います。おそらくこういう内容は刻々と変わっていくので、またコロナの状況も踏まえて、新規のところは加えるけれども、基本的なところは押さえていただければと思います。そのうえで、第2章の所で今回のアンケートがあり、現在の課題を抽出していただき、その課題を解決するための方向性を出していただきました。この取組や方向性というのは、どんどん変わるべきだと思っておりますし、今回の提言というのは「生きた提言」であるべきで、活用されるという意味の上に進化する提言になるべきだと思っております。例えば、学校現場の意見を書き加えていただくだとか、またいろんな知恵を入れていただくようなものでないといけないのかなと思います。デジタル化が進み、だれでも目に触れ書き加えられるものですので、進化する提言にしていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、全体を通して御発言をいただければと思うのですが、いかがでしょうか。戸 田副委員長お願いします。

戸田副 委員長

学校防災関係で阪神淡路大震災の時に私も経験させていただきましたが、その時の印象 は、これは大変だということで、避難所を訪れた時にもう滅茶苦茶なんです。もういろん な所に人がたくさんいて、奥に行ってくださいと言っても、またすぐ揺れるからと玄関付 近に人が集中したりだとか、学校によっては校長先生が避難者から殴られたりだとか。教 室の中で避難者がバーベキューをして天井を焦がしたとか。いろいろな大変なことが起こ りました。一方では整然と地域の方がリーダーシップをとって運営されて、校長先生はじ め学校の先生方は子供たちに関われるということでうまくいった所もあります。そこが一 番印象に残っています。結局、何を言いたいのかというと、私は以前、東京都の某区の学 校防災アドバイザーをしておりました。その際、防災計画でも防災マニュアルも形だけは ありました。でも、実際には機能しない。絶対にこの計画では無理だろうなということで 改善を具申したことがありました。いわゆる帰宅難民のこともありますし、子供たちも居 るのに、学校でどうやって受け入れるのか。そのためにどのようなものを備蓄しておくか ということも、ものすごく問題です。いわゆる帰宅難民者をどう受け入れるか、児童生徒 数を超える人々とどうやって避難所を運営していくのか。教職員と防災部局との役割分担 をどうするかなどについて地域の防災部局と学校が事前の話し合いすら行っておらず,地 域防災計画で避難所と指定されていても、それだけであって何も準備していない。特に、 特別支援学校が福祉避難所になっているんだけれど、どうしてよいのか分からない。誰が

	どう準備してくれるのか分からない。結論から言うと,地域防災計画で避難所として学校
	の位置づけがあるにもかかわらず、それがちゃんと機能するように備える、地域防災計画
	を具体的に行い、学校と共有しておかないとぐちゃぐちゃになってしまうわけです。いく
	らきれいな防災計画を立てていても、機能しなければ意味がありませんので、そこら辺の
	所をどこかに明記できないかと思います。
今村	戸田副委員長の今日一貫した御指摘でございました。ありがとうございました。全体的
委員長	にいかがでしょうか。はい。岡本委員お願いします。
岡本	この報告書のエッセンスをどのように周知していけば良いかを考えている所です。やは
委員	りこの報告書案で総括された防災教育のノウハウを、他県の教育委員会にも参考にしてい
	ただいて,全国に普及させたいと思うわけです。私自身も関わらせていただき大変多くの
	学びを得た訳ですけれども,現実に津波による悲劇があった訳でございますので,どうや
	って全国に展開していくことができるかを模索しなければならないと考えています。県や
	教育委員会の皆様とは、今後の展開について一緒に考えていきたいと思います。
	もう一つは、報告書案踏まえて、新たな組織安全のための防災プログラムも作れると思
	います。もしまたそういう機会がございましたら、協力させていただく所存であるという
	決意をお伝えして、私からは以上とさせていただきます。
今村	ありがとうございます。この報告書案が完成した暁に、誰に示していくか。当然県内は
委員長	もちろんでございますが,県外。場合によっては英文化し国際的にも発信しても良いかと
	思います。世界の皆さんと今回の経験を共有し,今回の提言を活かせるのではないかと思
	います。
	さらに,県の行政のトップである知事にお時間を頂いて,教育長からの御説明はあるん
	ですけれども、今回の報告書案の重要なところをあり方検討会のメンバーがお話しできる
	チャンスをいただきたいと思っております。それだけ非常に重要な報告書ではないかなと
	思っております。
	ということで、今まで内容に関する御意見をいただいて、委員長としてはだいたい基本
	的なところは御了解いただいたと思います。また、さらに作成後の扱いについても様々な
	アドバイスをいただきましたので,今回の御意見を踏まえた上で報告書の形はだいたい見
	えてくるのかなと思います。第5回というのも予定はございますけれども,5回目の議論
	が必要かどうか相談させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。もしよろしけ
	れば、今回までの御指摘等を踏まえて、委員長である私の方で取りまとめさせていただ
	き、報告書というものを完成させていただければと思いますが。よろしいでしょうか。も
	ちろん今日終わって,また御指摘等ございましたら事務局の方にいただければと思います
	が、よろしいでしょうか。
平塚	今日で終わりということでしょうか。
委員	
今村	もしよろしければ、公的な委員会の場としては、本日で終わりということでもよろしい
委員長	ですか。もちろん必要と判断されれば5回目も予定しておりますので、いかがでしょう
	カキ。

平塚	今日で最後というのであれば, 一言だけ最後によろしいでしょうか。
委員	フロ (取扱とV・プック (の)4 いは、 日だり 取扱(にようしV・C しょうが。
今村	それでは、委員会での議論の場は今回で終了とさせていただき、この報告書案は委員長預
委員長	かりとさせていただきます。それでは、御発言ありましたら、平塚委員お願いいたしま
	す。
平塚	それでは、今回携わらせていただいたことに本当に感謝申し上げます。私は学校現場に
委員	おりまして、学校教育の場では、人を育てる視点が大事です。もちろん大人の方で子供た
	ちの命を守る環境を作ることも大事なのですが、子供たち自身が人の命、そして自分の命
	を大事にするという,そういう子供たちになってほしいという視点も大切にしていただけ
	ればありがたいと思います。以上です。
今村	はい。ありがとうございました。麻生川委員も一言ありますか。
委員長	
麻生川	子供たちの命を守りたいというのは、みんな一緒の気持ちだと思います。そのことをみ
委員	んなで考えを合わせ、命を守るためにどのように学校がしていけばよいのか。私は今教育
	委員会におりますので、学校をどのように支援していけばよいのかを真剣に考えさせてい
	ただいたと思っておりますし、自分自身も、さらに勉強させていただいたと感じておりま
	す。今回の内容を現場で生かしていくというのが今の私の本来の仕事ですので、私は多賀
	城ですが、多賀城だけでなく、全県そして全国の皆さんと一緒に子供たちの命を守るとい
	うことを共通認識していきたいと思います。ありがとうございました。
今村	各委員に一言いただきたいところでございますけれども、時間も押してございます。改
委員長	めてでございますが、今回の報告書案、またいただきました御指摘、そしてまたメールで
	新たな御意見等追加で頂けましたら、報告書案に入れさせていただきまして、最終案を作
	りたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、本日の討議を終了させていただきま
	す。進行を事務局にお返ししたいと思います。
田畑	今村委員長ありがとうございました。それでは、今後のスケジュールについて、事務局
副参事	より説明させていただきます。
伊藤	それでは、事務局より今後のスケジュールについて説明させていただきます。先ほど今
学校安全•	村委員長からお話がありました通り、報告書案につきましては、本日いただきました御意
防災専門監	 見等を踏まえ,今村委員長と最終調整させていただいた上で,改めて修正版を委員の皆様
	 にメールでお諮りしたいと思います。その上で,委員長と改めて最終版を調整させていた
	 だき,委員の皆様への報告と公表に向け,進めてまいりたいと思います。なお,今後のス
	ケジュール等につきましては,追ってメール等で連絡いたしますので,よろしくお願いい
	たします。
傍聴者	(パブリックコメントは求めないんですか。)
今村	│
	が、もしございましたらば事務局の方に頂けたらと思います。委員長判断で考慮させてい
	ただきたいと思います。ありがとうございます。

田畑	最後に、御質問等はございませんでしょうか。
副参事	それでは、今回が最後の検討会議になりますので、ここで改めまして、伊東教育長から
	一言、お礼の御挨拶を申し上げます。
伊東	委員の皆様には大変お忙しい中、4回にわたり会議に御出席いただきましたこと、また
教育長	毎回,熱心に御協議いただき,貴重な御意見をいただきましたことに,改めて感謝申し上
	げます。ありがとうございます。また、委員長である今村先生には、会議の進め方や取組
	の検証,そして報告書案の調製等について,お手数をおかけいたします。どうぞよろしく
	お願いいたします。重ねて御礼申し上げます。
	お話にもありましたように、この報告書案が形だけにならないようこれをどう実行して
	いくのか。まさに本県の取組が問われてくると思います。本当に多岐にわたってご意見を
	いただいてまいりましたけれども、これらの事項を学校現場にいかに伝えていくのか、と
	いうことがとても大切だと思います。そういう意味では、我々にとってはこれからまたス
	タートということで,市町村教育委員会と話し合いながら,どうしたら本当に子供たちの
	命を守れるのかという所を改めて検討していく必要があるというふうに感じたところでご
	ざいます。
	我々が形を作ってこうやりなさいというのではなく、学校現場で子供たちのことを考
	え、議論していくという点も御指摘いただいたと思います。
	委員の皆様には、今後も様々な場面で御知見をいただく機会があろうかと思いますが、
	引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、私からの御礼の
	挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。今後ともよろしくお願いい
	たします。
田畑	以上をもちまして, 第4回宮城県学校防災体制在り方検討会議を終了いたします。
副参事	本日は、ありがとうございました。